平成２４年（フ）第４６８３号
大阪府八尾市植松町２丁目７番５号
債務者　舩田　時男
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７６４号
大阪市西成区天下茶屋２丁目21番６―208号
債務者　宮本　三郎
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７６９号
大阪市浪速区恵美須西３丁目１番４号　大隅アパート５Ｆ16号
債務者　段　しずえ
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８００号
大阪市北区本庄東１丁目５番12号　ニューハウス３階８号室
債務者　瀧本　　洋
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８０７号
大阪府三島郡島本町高浜２丁目13番２号
債務者　宮本　真弓
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８２２号
大阪府河内長野市喜多町407番地の３
債務者　松村　妙子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８２８号
大阪府富田林市高辺台１丁目５番501―104号
債務者　なんばやこと　南場美喜男
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８４５号
堺市中区土師町５丁21番２―405号
債務者　原辺義春こと　金　　秉春
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８６３号
堺市西区鳳北町８丁477番地若竹荘２―10
債務者　安田　　仁
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９０８号
大阪府高石市綾園６丁目20番30―405号
債務者　坂元満優美
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２４１号
高知県吾川郡いの町枝川2871番地
債務者　井上　　昂
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２７１号
高知市十津５丁目７番１号　市住185号
債務者　立花小百合
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２８０号
高知市神田1469番地17
債務者　谷川　昭義
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２８９号
高知市池3225番地11
債務者　前田　邦弘
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９５０号
福岡市南区高木１丁目12番12号
債務者　尾越　文郎
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２１号
長崎県長崎市大園町１番１―502号
債務者　森永　勝満
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４号
岩手県一関市赤荻字堺142番地１　シティハウスリーセント105、前住所岩手県一関市千厩町小梨字都沢126番地
債務者　菅原　　良
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第６６号
福島県大沼郡会津美里町氷玉字関山甲1109番地
債務者　加藤　広記
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係